

(趣 旨)

第1条 群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）における聴講生に関する必要な事項は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学共同教育学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 聴講生として入学できる者は、学則第24条各号のいずれかに該当する者又は本学部において適当と認められた者とする。

(入学志願)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、学部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 勤務先を有する者は所属長の承諾書
- (5) 健康診断書
- (6) 写真（6月以内に撮影した上半身脱帽名刺判大のもの）

2 聴講生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第5条 聴講生の入学は、当該授業科目の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第6条 聴講生の在学期間は、6か月又は1年とする。ただし、事情によっては学長の許可を得て、6か月又は1年に限りその期間を延長することができる。

(聴講単位)

第7条 聴講生は、原則として一つの学期に10単位（5講義題目）までの授業を聴講することができる。ただし、特別の事情があると認められる場合は、15単位まで許可することがある。

2 前項ただし書により11単位以上を聴講しようとする場合は、特別履修願を提出し許可を得るものとする。

(試 験)

第8条 聴講生に対しては、試験を行わない。

(実験・実習経費等)

第9条 聴講生は、指導教員の許可を得て、実験・実習及び研究集会等に参加することができる。

できる。

2 実験・実習に要する費用は、聴講生の負担とする。

(退 学)

第10条 聴講生が在学期間中に退学しようとするときは、学部長を経て学長に願い出て許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第11条 聴講生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て学長が聴講の許可を取り消すことがある。

(雑 則)

第12条 聴講生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。